

申請書に添付する戸籍謄本等の還付(返却)を希望される場合について

成年後見登記に係る申請書（登記申請書，登記事項証明申請書又は登記されていないことの証明申請書）に添付する戸籍謄本等（注1）の還付（返却）を希望される場合には，申請の際，①申請書のほか②戸籍謄本等の原本と③その謄本（注2）とをあわせて提出（送付）していただきますようお願いいたします。申請にもとづき，職員が原本とその謄本との内容が同一であることを確認した上で，原本を還付（返却）させていただきます。

なお，郵送による登記申請の場合には，④還付（返却）用の封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。また，郵送による証明申請の場合には，同封される証明書返送用封筒に，還付（返却）する戸籍謄本等に応じて必要となる分の切手も併せて貼ってください。

注1

- ・原本の還付ができる書面

戸籍謄本，戸籍の附票，住民票の写し，法人（又は会社）の登記事項証明書 等

- ・原本の還付ができない書面

成年後見登記に係る申請書及びこの申請のためにのみ作成された委任状その他の書面

注2 謄本を作成する場合には，原本のすべてのページをコピーし，適宜の箇所に「原本の写しに相違ない」旨を記載の上，申請される方の記名をお願いいたします。

例)

①	②	③
申請書	戸籍謄本等(原本) ----- ----- ----- -----	戸籍謄本等の謄本(コピー) ----- ----- ----- ----- 原本の写しに相違ない。 (申請人) 後見太郎

(④ 返信用封筒 (切手))